

※正答は省略

■出題のねらい

強制実施権に関する2つの新聞記事を読解し、その内容を要約できる能力を問う問題です。以下の(a)から(c)までの内容が書けていればよいです。(d)を記述していれば、さらに加点しています。

- (a) 特許権と強制実施権の説明
- (b) 発展途上国における強制実施権発動の背景にある問題
- (c) 強制実施権発動により上記問題が解決する仕組みとその具体例
- (d) 発展途上国による強制実施権発動の結果、生じる新たな問題

■採点講評

- (イ) 2つの記事で、強制実施権に関する記述に矛盾や見解の相違はありません。そのため、両記事の情報を合わせて、上記出題意図に則して、再構成して論述しなければなりません。第1の記事の要約と第2の記事の要約とを区分して記載する解答は適切ではありません。また、記事の構成順通りに、重要な文章を抜き書きしたような解答も不適切です。
- (ロ) 発展途上国が医薬品の特許について抱える問題について、読解が不十分な解答が多くありました。途上国では欧米の医薬品が非常に高価であるという点から書き始める解答が多かったです。しかし、それ以前に、新薬開発には多大なコストが必要なこと、その開発コスト回収のために医薬品が高価になり、特許化されること、途上国の医薬品メーカーには製造能力はあっても、新薬開発能力がないことを記載しなければなりません。
- (ハ) 発展途上国における医薬品特許の問題の解決策が強制実施権発動であるという点については多くの受験者が記載できていましたが、強制実施権により問題が解決する仕組みについても記載が求められます。それを書くためには、前提として、特許権が発明に対する独占的支配権であり、実施許諾に対してライセンス料を得ることができるという点の知識が必要です。この点は、記事内に直接の記載はありませんが、知的財産学部を志望するにあたって知っておきたい知識です。
- (ニ) 第二の記事には、ブラジルで得たライセンス料を日本に送金できないという問題が記載されています。しかし、この問題は、本問で問うている、医薬品をめぐる問題とは直接の関係はありません。
- (ホ) 誤字、文章表現上の禁止事項および不適切な記載は、減点対象となります。